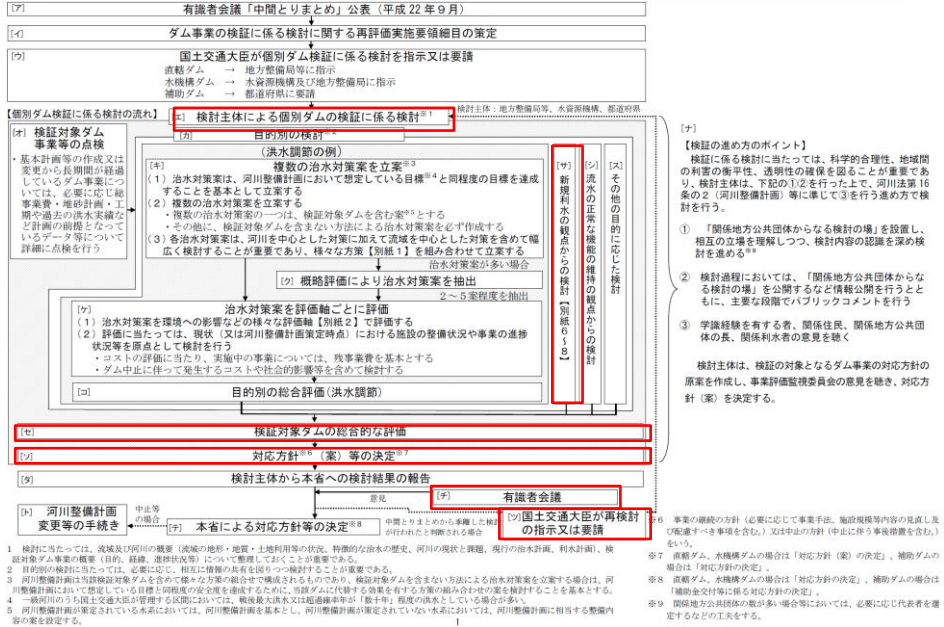


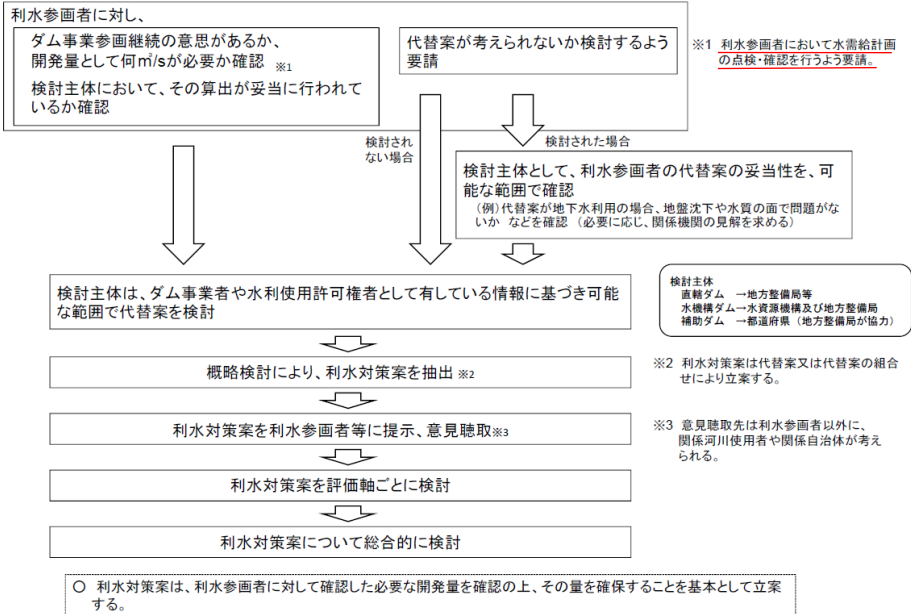
国土交通省所管ダム事業における検証の動向①(中間とりまとめ)

中間とりまとめ 個別ダムの検証の進め方等



国土交通省所管ダム事業における検証の動向②(中間とりまとめ)

中間とりまとめ 個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



検証の状況

10月31日現在、83ダム事業のうち、19ダム事業で検証が済み、このうち13ダム事業が継続、6ダム事業が中止となった

	直轄	機構	補助	合計
検証対象	25	5	53	83
継続	0	0	13	13
			厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、 梁川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、河内川ダム、吉野瀬川ダム(福井県)、 金出地ダム、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、和食ダム(高知県)、五ヶ山ダム、伊良原ダム(福岡県)、五来ダム(大分県)	
中止	2	0	4	6
	吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局)		奥戸生活貯水池、大和沢ダム(青森県)、 大多喜ダム(千葉県)、武庫川ダム(兵庫県)	

(10月31日時点)
斜字: 水道事業の参画なし、若しくは不明
※国土交通省HP資料より厚生労働省水道課で作成

検証の状況（検討主体における議論の例）

- 儀明川ダム(F, N, W, S。建設主体:新潟県。水道事業者:上越地域水道用水供給企業団)
水道事業については、最新のデータを基に将来の水需要予測を行った結果、新たな必要量はゼロとなり、ダム事業に参画しない(H22.11)。ただし、治水、消雪の必要性があることから、ダム事業の継続は妥当とされている(平成23年度第1回新潟県公共事業再評価委員会 H23.9)
- 大谷川ダム(F, N, W。建設主体:岡山県。水道事業者:新見市)
「ダム案(約30.8億円、うち水道約3.6億円)」と、「ダムを建設しない場合の対策案(約9.8億円、うち水道約9.5億円)」による総コストを比較すると、ダムを建設しない場合でも、治水及び利水の目的は達成され、大幅なコスト縮減が見込まれることから、「ダムを建設しない場合の対策案」が適当であり、大谷川ダム事業を継続することは適当でない。(大谷川ダム検討会議 H23.7) ※両ダムとも検証中

<上越タイムス (H22.11.2)>



<山陽新聞 (H23.7.7)>

検証の状況（有識者会議における議論の例）

「五ヶ山ダム事業検証に関する検討 報告書」より

※上記数値は、福岡地区水道企業団体の構成団体である福岡市、春日那珂川水道企業団(春日市、那珂川町)、大野城市、筑紫野市、太宰府市、平養町、志免町、須恵町、粕屋町、久山町、篠栗町、新宮町、古賀市、糸島市(旧前原市、旧志摩町、旧二丈町)、宗像地区事業組合(宗像市、福津市)の6市7町1企業団1事業組合(9市8町)の合計値である。



平成23年3月2日(水) 朝日新聞(朝刊)

国土交通省所管ダム事業における検証の動向③

検証の状況（予断を持たない検討の実施のお願い）

事務 建設 局 平成 22 年 9 月 30 日	別添
【各都道府県水行政担当部（局） 各厚生労働大臣認可水道事業者 各厚生労働大臣認可水道事業監督官署】 御中	個別大綱の検証にあたってのお願い
厚生労働省健康局水道課	中間とりまとめが策定されたことを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象となるダム事業（以下、検証大綱）について、直轄水川については地方整備局、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成 22 年 9 月 28 日になりました。
今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの公表について	中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討が行われます。利水に関しては、検討主体から利水事業者に対し、大綱事業計画継続の意思があるか、開渠又は何 m/s が必要か、また必要に応じ、利水事業者において水需計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされます。利水事業者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水事業者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされます。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可者等と有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされます。このため、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされます。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者委員の意見を聴き、対応方針の決定がなされることとなります。また、中間とりまとめから離れた検討が行われると判断される場合、再検討の指示又は要請がなされます。